

令和7年第4回三鷹市議会定例会提出議案概要

番 号	件 名 及 び 内 容
1	三鷹市公契約条例（制定） 1 目的 市が締結する公契約に関し、基本方針を定め、市及び受注者の責務を明らかにし、受注者及び市内事業者の経営環境に配慮した取組並びに公契約に係る業務に従事する労働者等の適正な労働環境の整備を推進するとともに、公契約の適正な履行を確保することにより、一層の公共サービスの質の向上を図り、もって市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。 2 定義 公契約、受注者その他の用語について定義することとした。 3 基本方針 (1) 入札及び契約過程における透明性を確保し、公正な競争を促進すること。 (2) 談合その他の不正行為を排除すること。 (3) 市内事業者の受注機会を確保し、その活用を図ること。 (4) 労働者等の適正な労働条件の確保及びその他の労働環境の整備を図ること。 (5) 市と受注者との対等な関係に基づき、公契約の適正な履行に向けて取り組み、品質を確保すること。 4 市の責務 (1) 市は、基本方針にのっとり、公契約に係る施策を総合的に実施するとともに、社会情勢への変化にも柔軟に対応し、不断の見直しを行わなければならない。 (2) 市は、実施する入札及び契約過程における手続について、公契約の適正な履行を前提としながら、受注者の事務負担軽減に努めなければならない。 (3) 市は、労働者等の労働環境が適正なものとなるために必要な措置を講じるよう努めなければならない。 (4) 市は、この条例の目的を達成するために、広く市民に趣旨を普及するよう周知に努めなければならない。

5 受注者の責務

- (1) 受注者は、公契約を締結し履行する者としての社会的責任を自覚し、この条例その他の法令を遵守するとともに、市が実施する公契約に係る施策に協力するよう努めなければならない。
- (2) 受注者は、労働者等の適正な労働条件の確保及びその他の労働環境の整備に努めなければならない。

6 労働条件の確保等

- (1) 対象となる公契約（国、地方公共団体等との契約を除く。）
 - ア 予定価格が5,000万円以上の工事・製造の請負契約
 - イ 予定価格が2,000万円以上の工事・製造以外の請負契約及び業務委託契約で、規則で定めるもの
 - ウ 指定管理協定のうち、規則で定めるもの
- (2) (1)の公契約に適用する主な事項
 - ア 労働環境等の報告に関すること。
 - イ 労働者等の労働報酬に係る申出に関すること。
 - ウ イの申出をした労働者等の不利益な取扱いの禁止に関すること。
 - エ イの申出に係る報告、立入調査等に関すること。
 - オ エの報告、立入調査等により約定事項を履行していないことが判明した場合の是正措置の実施等に関すること。
 - カ 公契約の解除に係る公表等に関すること。

7 公契約において約定する主な事項

- (1) 労働報酬下限額以上の額の労働報酬の支払いに関すること。
- (2) 労働報酬に係る連帯責任に関すること。
- (3) 公契約の解除に関すること。
- (4) 6(2)に掲げる事項（イを除く。）に関すること。

8 三鷹市公契約審議会

- (1) この条例の公正な運用を図るため、市長の附属機関として、三鷹市公契約審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- (2) 審議会は、市長の諮問に応じ、労働報酬下限額に係る事項その他市長が必要と認める事項について調査審議し、答申する。
- (3) 市長は、6(1)の適用を受ける公契約の受注者又は当該公契約の業務に従事する労働者等から、当該公契約の適正な履行に係る意見の申立てがあった場合は、当該申立ての内容を審査し、妥当と認めるときは、審議会に諮問するものとする。

	(4) 審議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員 6 人以内をもって組織する。 ア 学識経験者 2 人以内 イ 事業者団体関係者 2 人以内 ウ 労働者団体関係者 2 人以内 (5) 審議会の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。 (6) 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。 9 その他労働報酬下限額の決定及び委任について定めた。 10 施行期日等 (1) 施行期日 令和 8 年 4 月 1 日。ただし、6 及び 7 は令和 9 年 4 月 1 日以後に締結する契約等から適用 (2) 検討 市長は、この条例の施行後 3 年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、適切な見直しを行うものとする。
2	三鷹まるごと博物館条例（制定） 1 前文 三鷹市は、武蔵野台地の豊かな湧水源に囲まれ、太古の昔から人々が暮らしてきた長い歴史を持つまちである。このまちに残された歴史、文化、自然等に関する固有の文化遺産について、市域に点在する文化遺産を全体で一つの博物館として捉え、総合的に調査し保存・活用するとともに、その成果を市民と共有することは三鷹市にとって重要であり、市民の学びの向上及び文化の発展を推進する。 文化遺産が市民に身近な存在となり、市民が三鷹をふるさとと思う気持ちを深めるとともに、市民との協働や観光振興、コミュニティ創生等の取組に寄与する、三鷹まるごと博物館を設置するため、この条例を制定する。

	2 目的 三鷹のまち全体を博物館として捉え、三鷹固有の文化遺産の調査・研究及び保存・活用を図るとともに、新たな文化遺産を発掘・発見する多拠点型の活動であり、かつ、これらを支える組織及び機関である三鷹まると博物館について、基本となる事項を定めることを目的とする。 3 定義 文化遺産、拠点施設及び行動する博物館活動の各用語について定義することとした。 4 位置等 市全域を対象とし、主たる位置は、三鷹市野崎一丁目1番1号とする。 5 事業 (1) 文化遺産に関する資料の収集・保存を行うこと。 (2) 文化遺産に関する調査・研究を行うこと。 (3) 文化遺産に関する展示、教育普及及び情報発信を行うこと。 (4) 文化遺産に関する資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること。 (5) 文化遺産を通じた行動する博物館活動に関すること。 (6) 文化遺産に関わる市民との協働並びに関係機関及び関係団体との連携に関すること。 (7) 文化遺産に関わる市内の博物館との連携に関すること。 (8) 文化遺産を通して地域を学び、他の地域及び世界とつながる活動に関すること。 (9) 三鷹まると博物館を構成する諸施設の設置及び管理・維持・保全等に関すること。 (10) その他三鷹まると博物館に関すること。 6 基本的運営方針 市長は、三鷹まると博物館の活動を推進するため、基本的運営方針を別に定める。 7 運営委員会 市長は、三鷹まると博物館の活動を推進するため、三鷹まると博物館運営委員会を設置する。 8 その他設置及び管理、職員等及び委任について定めた。 9 施行期日 令和8年4月1日
--	---

3	三鷹市組織条例の一部を改正する条例 1 分掌事務の変更等 (1) 企画部 国際交流を含む平和施策の推進及び男女平等参画を含む人権施策のきめ細かな対応を図るため、同部に新たな課を設けて処理することとした（予定課名は「平和人権課」）。 (2) スポーツと文化部 博物館の設置、管理及び廃止に関する事務並びに文化財の保護に関する事務（現行は市長部局の職員が補助執行する事務）について、文化行政と一体的に市長部局で推進することとした。 (3) 子ども政策部 若者支援を含む子ども政策の充実を図るため、規定を整備することとした（児童青少年課 → 子ども・若者政策課（予定））。 2 施行期日等 (1) 施行期日 令和8年4月1日 (2) 三鷹市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例及び三鷹市文化財保護条例の一部改正 1 (2)に伴い、市長が管理し、及び執行することとした事務について規定を整備するとともに、施行の日前に行った処分等に関し経過措置を設けることとした。
4	三鷹市印鑑条例の一部を改正する条例 1 電気通信事業法の一部改正に伴い、引用する条項の号番号を改めることとした。 2 その他規定を整備することとした。 3 施行期日 規則で定める日。ただし、2は公布の日

5	三鷹市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 1 給料表の改定 東京都に準じ、公民較差（3.24％）解消のため、給料表の全級全号給の引上げ改定を行うこととし、人財確保の観点から初任給を次のとおり引き上げることとした。 上級 225,500円 → 242,000円 中級 199,700円 → 213,800円 初級 188,000円 → 200,300円 2 期末手当の支給率の改定 期末手当 100分の125 → 100分の126.25（課長職職員は100分の105→100分の106.25、部長職職員は100分の95→100分の96.25） 3 勤勉手当の支給率の改定 勤勉手当 100分の117.5 → 100分の118.75（課長職職員は100分の137.5→100分の138.75、部長職職員は100分の147.5→100分の148.75） ※期末・勤勉手当の年間支給率 100分の485 → 100分の490 4 再任用職員の処遇改善 再任用職員の期末・勤勉手当の支給率について、令和7年12月期から職員と同一とすることとした。 5 その他規定を整備することとした。 6 施行期日等 (1) 施行期日 公布の日（1の適用は、令和7年4月1日） (2) 期末手当の特例 令和7年度の期末手当の支給に当たっては、12月期の支給率を100分の127.5（課長職職員は100分の107.5、部長職職員は100分の97.5）とすることとした。 (3) 勤勉手当の特例 令和7年度の勤勉手当の支給に当たっては、12月期の支給率を100分の120（課長職職員は100分の140、部長職職員は100分の150）とすることとした。
---	--

6	三鷹市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 1 住居手当の見直し 人財の確保及び定着並びに防災力の強化を図るため、住居手当の月額について、40,000円を超えない範囲内の額（現行：15,000円）とし、次のとおり市規則で定めることとした。 <table><tr><td>年齢</td><td>市内居住者</td><td>市外居住者</td></tr><tr><td>27歳まで</td><td>40,000円</td><td>30,000円</td></tr><tr><td>28歳～32歳</td><td>26,000円</td><td>現行どおり</td></tr><tr><td>33歳、34歳</td><td colspan="2">現行どおり</td></tr></table> ※表中の額に満たない家賃を支払っている職員の場合は、その家賃の額に応じて定める額 2 施行期日 令和8年4月1日	年齢	市内居住者	市外居住者	27歳まで	40,000円	30,000円	28歳～32歳	26,000円	現行どおり	33歳、34歳	現行どおり																					
年齢	市内居住者	市外居住者																															
27歳まで	40,000円	30,000円																															
28歳～32歳	26,000円	現行どおり																															
33歳、34歳	現行どおり																																
7	三鷹市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 1 給料表の改定 東京都に準じ、給料表を改め、全号給の給料月額を次のとおり引き上げることとした。 <table><tr><th colspan="2">現 行</th><th colspan="2">改正後</th></tr><tr><th>号給</th><th>給料月額</th><th>号給</th><th>給料月額</th></tr><tr><td>1</td><td>383,500円</td><td>1</td><td>397,700円</td></tr><tr><td>2</td><td>432,200円</td><td>2</td><td>448,200円</td></tr><tr><td>3</td><td>483,700円</td><td>3</td><td>501,600円</td></tr><tr><td>4</td><td>551,500円</td><td>4</td><td>571,900円</td></tr><tr><td>5</td><td>626,100円</td><td>5</td><td>649,300円</td></tr><tr><td>6</td><td>712,400円</td><td>6</td><td>738,800円</td></tr></table> 2 期末手当の支給率の改定 期末手当 100分の80 → 100分の81.25	現 行		改正後		号給	給料月額	号給	給料月額	1	383,500円	1	397,700円	2	432,200円	2	448,200円	3	483,700円	3	501,600円	4	551,500円	4	571,900円	5	626,100円	5	649,300円	6	712,400円	6	738,800円
現 行		改正後																															
号給	給料月額	号給	給料月額																														
1	383,500円	1	397,700円																														
2	432,200円	2	448,200円																														
3	483,700円	3	501,600円																														
4	551,500円	4	571,900円																														
5	626,100円	5	649,300円																														
6	712,400円	6	738,800円																														

	3 勤勉手当の支給率の改定 勤勉手当 100分の112.5 → 100分の113.75 ※期末・勤勉手当の年間支給率 100分の385 → 100分の390 4 その他規定を整備することとした。 5 施行期日等 (1) 施行期日 公布の日（1の適用は、令和7年4月1日） (2) 期末・勤勉手当の特例 令和7年度の期末・勤勉手当の支給に当たっては、12月期の支給率につき期末手当を100分の82.5、勤勉手当を100分の115とすることとした。
8	三鷹市常勤の特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 1 期末手当の支給率の改定 (1) 令和7年度支給率 12月期 100分の242.5 → 100分の247.5 6月期 100分の242.5（支給済） ※年間支給率 100分の485 → 100分の490 (2) 令和8年度支給率 6月期及び12月期 100分の242.5 → 100分の245 2 施行期日 公布の日
9	三鷹市常勤の特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例 1 国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を踏まえた改正 (1) 鉄道賃 急行料金及び座席指定料金に係る距離による制限を廃止することとした。 (2) 船賃 運賃の等級に応じた見直しを行うこととした。

(3) 航空賃

規定を整備することとした。

(4) 車賃

種目の名称を「その他の交通費」と改めることとした。

(5) 日当

国家公務員等の旅費支給規程により定められている額とすることとし、種目の名称を「宿泊手当」と改めることとした。

(参考) 国内の場合 (1日につき)

3,300 円

→

2,400 円

(6) 宿泊料

特別な事情がある場合を除き、国家公務員等の旅費支給規程により定められている宿泊費基準額を上限とした実費を支給することとし、種目の名称を「宿泊費」と改めることとした。

(参考) 国内の場合 (1夜につき)

16,500 円

→

宿泊地の都道府県ごとの上限額
11,000 円～27,000 円

(7) 包括宿泊費

移動及び宿泊が一体となったもの(パック旅行)について、職員に対する旅費の支給に代えて、旅行業者等に対して市が直接支払うことができることとし、種目の名称を「包括宿泊費」として新設することとした。

(8) 食卓料

食卓料(1夜につき1,500円)を廃止することとした。

(9) 支度料及び旅行雑費

外国に出張する場合に定額により支給していた支度料及び実費により支給していた旅行雑費について、予防接種費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして任命権者が定める費用の実費額を支給することとし、種目の名称を「渡航雑費」と改めることとした。

2 施行期日

令和8年4月1日

10	三鷹市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部を改正する条例			
	1 期末手当の支給率の改定 (1) 令和7年度支給率 12月期 100分の242.5 → 100分の247.5 6月期 100分の242.5（支給済） ※年間支給率 100分の485 → 100分の490 (2) 令和8年度支給率 6月期及び12月期 100分の242.5 → 100分の245 2 施行期日 公布の日			
11	三鷹市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部を改正する条例			
	1 国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を踏まえ、費用弁償に係る規定について、整備することとした。 2 施行期日 令和8年4月1日			
12	三鷹市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例			
	1 職の新設 新たに設置される三鷹市公契約審議会の委員に関し、次のとおり報酬を定めることとした。 <table border="1"> <tr> <th>職 名</th><th>報酬日額</th></tr> <tr> <td>公契約審議会委員</td><td>10,000 円</td></tr> </table> 2 国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を踏まえ、費用弁償に係る規定について、整備することとした。 3 その他規定を整備することとした。 4 施行期日 令和8年4月1日	職 名	報酬日額	公契約審議会委員
職 名	報酬日額			
公契約審議会委員	10,000 円			

13	三鷹市一般職の職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例 1 国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を踏まえた改正 (1) 常勤の特別職職員と同様に、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、食卓料並びに支度料及び旅行雑費について改定し、包括宿泊費を新設することとした。 (2) 日当 国家公務員等の旅費支給規程により定められている額とすることとし、種目の名称を「宿泊手当」と改めることとした。 (参考) 国内の場合（１日につき） 2,200 円 → 2,400 円 (3) 宿泊料 特別な事情がある場合を除き、国家公務員等の旅費支給規程により定められている宿泊費基準額を上限とした実費を支給することとし、種目の名称を「宿泊費」と改めることとした。 (参考) 国内の場合（１夜につき） 13,500 円 → 宿泊地の都道府県ごとの上限額 8,000 円～19,000 円 2 その他規定を整備することとした。 3 施行期日 令和８年４月１日
----	---

1 ボール遊びエリア等の新設（三鷹市大沢総合グラウンド）

施設	開場時間	使用料
ボール遊びエリア	午前9時から午後7時まで(11月から翌年3月までの期間は、午前9時から午後5時まで)	無料
バスケットボールエリア		
スケートボードエリア	午後3時から午後6時まで(11月から翌年3月までの期間は、午後3時から午後5時まで) ※国民の祝日に関する法律に規定する休日、日曜日及び土曜日並びに学校の休業日（夏季・冬季・春季休業日及び都民の日に限る。）においては、午前9時から開場	

※三鷹市大沢総合グラウンドの休場日は、12月29日～翌年1月3日

2 個人貸切使用の導入

施設	貸切使用できる者	使用料
三鷹市大沢総合グラウンドテニスコート	満18歳以上である、市民及び市民以外	1面2時間以内 1,500円
三鷹市新川テニスコート	満18歳以上の市民	1面2時間以内 700円

3 用語の定義

市民、貸切使用、個人使用その他の用語について定義することとした。

4 規則等で規定している使用できるものの範囲、貸切使用するための登録、優先貸切使用等及び使用の承認申請の制限について、条例により規定することとした。

5 その他規定を整備することとした。

6 施行期日等

(1) 施行期日

- ア 1は規則で定める日
- イ 2から5までは令和8年10月1日
- ウ 6(2)は公布の日

(2) 準備行為

スポーツ施設の使用に係る手続その他の行為は、6(1)ア及びイの日前においても行うことができることとした。

15	三鷹市立児童遊園条例の一部を改正する条例																										
1 児童遊園の廃止 (1) 上連雀あんず児童遊園（三鷹市上連雀二丁目7番11号） (2) 下連雀さんりつ児童遊園（三鷹市下連雀八丁目3番1号） 2 施行期日 1 (1)は令和8年2月9日、1 (2)は規則で定める日																											
16	三鷹市牟礼老人保健施設条例の一部を改正する条例																										
1 使用料等に係る規定の見直し 厚生労働大臣が定める費用の額等と規定していた居住費及び規則で規定していた食費について、条例により規定することとした。 <table><tr><th colspan="3" rowspan="2">区分</th><th colspan="2">金額（1日につき）</th></tr><tr><th>居住費</th><th>食費</th></tr><tr><td rowspan="4">介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者</td><td colspan="2">生活保護受給者又はこれに準ずる者</td><td>個室</td><td>300円</td></tr><tr><td rowspan="3">区市町村 民税非課税世帯 （別世帯の配偶者等がある場合は、その者が非課税である場合に限る。）</td><td rowspan="3">老齢福祉年金受給者であって、預貯金等の額が1,000万円以下（配偶者等がある場合は、その合計額が2,000万円以下）のもの</td><td>550円</td><td rowspan="3">[300円]</td></tr><tr><td>多床室</td></tr><tr><td>0円</td></tr><tr><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計が80万9,000円以下の者であって、預貯金等の額が650万円以下（配偶者等がある場合は、その合計額が1,650万円以下）のもの</td><td>個室</td><td>390円</td></tr><tr><td>550円 多床室 430円</td><td>[600円]</td></tr></table>			区分			金額（1日につき）		居住費	食費	介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者	生活保護受給者又はこれに準ずる者		個室	300円	区市町村 民税非課税世帯 （別世帯の配偶者等がある場合は、その者が非課税である場合に限る。）	老齢福祉年金受給者であって、預貯金等の額が1,000万円以下（配偶者等がある場合は、その合計額が2,000万円以下）のもの	550円	[300円]	多床室	0円			公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計が80万9,000円以下の者であって、預貯金等の額が650万円以下（配偶者等がある場合は、その合計額が1,650万円以下）のもの	個室	390円	550円 多床室 430円	[600円]
区分						金額（1日につき）																					
			居住費	食費																							
介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者	生活保護受給者又はこれに準ずる者		個室	300円																							
	区市町村 民税非課税世帯 （別世帯の配偶者等がある場合は、その者が非課税である場合に限る。）	老齢福祉年金受給者であって、預貯金等の額が1,000万円以下（配偶者等がある場合は、その合計額が2,000万円以下）のもの	550円	[300円]																							
			多床室																								
			0円																								
		公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計が80万9,000円以下の者であって、預貯金等の額が650万円以下（配偶者等がある場合は、その合計額が1,650万円以下）のもの	個室	390円																							
			550円 多床室 430円	[600円]																							

		公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計が80万9,000円超120万円以下の者であって、預貯金等の額が550万円以下（配偶者等がある場合は、その合計額が1,550万円以下）のもの	個室 1,370円 多床室 430円	650円 [1,000円]
		公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計が120万円超の者であって、預貯金等の額が500万円以下（配偶者等がある場合は、その合計額が1,500万円以下）のもの		1,360円 [1,300円]
	上記以外の者		その者の介護保険負担限度額認定証に記載の負担限度額の額	
上記以外の者			個室 1,728円 多床室 437円	2,070円 [2,070円]

※短期入所療養介護の食費は、[]内の金額。ただし、提供を受けた食事（1食につき朝食590円、昼食等720円、夕食760円）の合計金額がこれを下回る場合はその金額

※通所リハビリテーションの食費は、1食につき720円

※第2号被保険者の場合は、預貯金等の上限額が異なる。

2 その他規定を整備することとした。

3 施行期日
公布の日

17	三鷹市まちづくり条例の一部を改正する条例 1 同一の開発事業者等が隣接する区域で連続して行う開発事業について、従前の開発事業の完了の日の翌日から起算して1年以内（現行：3年以内）のものを一体の開発事業とみなすこととした。 2 その他規定を整備することとした。 3 施行期日 公布の日
18	三鷹市下水道条例の一部を改正する条例 1 災害その他非常の場合において、排水設備の新設等の工事の施行に関し市長の指定を受けた者（以下「指定排水設備工事事業者」という。）以外の者（他の市町村長等の指定を受けた者に限る。）にその工事を行わせることができることとした。 2 指定排水設備工事事業者の指定要件について、次のとおり見直すこととした。 専任の排水設備工事責任技術者を事業所ごとに1人以上置くこと。 → 排水設備工事責任技術者を事業所ごとに1人以上選任すること。 3 施行期日 公布の日

19	三鷹市吉村昭書斎の指定管理者の指定について 三鷹市吉村昭書斎の指定管理者を次のとおり指定することとした。 <table><tr><th>施 設</th><th>指定管理者</th><th>指定の期間</th></tr><tr><td>三鷹市吉村昭書斎 三鷹市井の頭三丁目 3 番17号</td><td>三鷹市上連雀六丁目12番14号 公益財団法人 三鷹市スポーツと文化財団</td><td>令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで</td></tr></table>	施 設	指定管理者	指定の期間	三鷹市吉村昭書斎 三鷹市井の頭三丁目 3 番17号	三鷹市上連雀六丁目12番14号 公益財団法人 三鷹市スポーツと文化財団	令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで
施 設	指定管理者	指定の期間					
三鷹市吉村昭書斎 三鷹市井の頭三丁目 3 番17号	三鷹市上連雀六丁目12番14号 公益財団法人 三鷹市スポーツと文化財団	令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで					
20	三鷹市立アニメーション美術館の指定管理者の指定について 三鷹市立アニメーション美術館の指定管理者を次のとおり指定することとした。 <table><tr><th>施 設</th><th>指定管理者</th><th>指定の期間</th></tr><tr><td>三鷹市立アニメーション美術館 三鷹市下連雀一丁目 1 番83号</td><td>三鷹市下連雀一丁目 1 番 83 号 公益財団法人 徳間記念アニメーション文化財団</td><td>令和 8 年 4 月 1 日から令和 18 年 3 月 31 日まで</td></tr></table>	施 設	指定管理者	指定の期間	三鷹市立アニメーション美術館 三鷹市下連雀一丁目 1 番83号	三鷹市下連雀一丁目 1 番 83 号 公益財団法人 徳間記念アニメーション文化財団	令和 8 年 4 月 1 日から令和 18 年 3 月 31 日まで
施 設	指定管理者	指定の期間					
三鷹市立アニメーション美術館 三鷹市下連雀一丁目 1 番83号	三鷹市下連雀一丁目 1 番 83 号 公益財団法人 徳間記念アニメーション文化財団	令和 8 年 4 月 1 日から令和 18 年 3 月 31 日まで					

大沢コミュニティ・センター等の指定管理者の指定について

大沢コミュニティ・センター等の指定管理者を次のとおり指定することとした。

施 設	指定管理者	指定の期間
大沢コミュニティ・センター 三鷹市大沢四丁目25番30号	三鷹市大沢四丁目 25番30号 大沢住民協議会	令和8年4月 1日から令和 18年3月31日 まで
牟礼コミュニティ・センター 三鷹市牟礼七丁目6番25号	三鷹市牟礼七丁目 6番25号 三鷹市東部地区住 民協議会	
井口コミュニティ・センター 三鷹市井ロー丁目13番32号	三鷹市井ロー丁目 13番32号 三鷹市西部地区住 民協議会	
井の頭コミュニティ・センター 三鷹市井の頭二丁目32番30号	三鷹市井の頭二丁 目32番30号 三鷹市井の頭地区 住民協議会	
新川中原コミュニティ・センター 三鷹市新川一丁目11番1号	三鷹市新川一丁目 11番1号 新川中原住民協議 会	
連雀コミュニティ・センター 三鷹市下連雀七丁目15番4号	三鷹市下連雀七丁 目15番4号 連雀地区住民協議 会	
三鷹駅前コミュニティ・センター 三鷹市下連雀三丁目13番10号	三鷹市下連雀三丁 目13番10号 三鷹駅周辺住民協 議会	

22	三鷹市北野ハピネスセンターの指定管理者の指定について 三鷹市北野ハピネスセンターの指定管理者を次のとおり指定することとした。 <table><tr><th>施 設</th><th>指定管理者</th><th>指定の期間</th></tr><tr><td>三鷹市北野ハピネスセンター 三鷹市北野一丁目9番29号</td><td>東京都国立市泉三丁目30番地の5 社会福祉法人 睦月会</td><td>令和8年4月1日から令和13年3月31日まで</td></tr></table>	施 設	指定管理者	指定の期間	三鷹市北野ハピネスセンター 三鷹市北野一丁目9番29号	東京都国立市泉三丁目30番地の5 社会福祉法人 睦月会	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで								
施 設	指定管理者	指定の期間													
三鷹市北野ハピネスセンター 三鷹市北野一丁目9番29号	東京都国立市泉三丁目30番地の5 社会福祉法人 睦月会	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで													
23	赤鳥居通り駐輪場等の指定管理者の指定について 赤鳥居通り駐輪場等の指定管理者を次のとおり指定することとした。 <table><tr><th>施 設</th><th>指定管理者</th><th>指定の期間</th></tr><tr><td>赤鳥居通り駐輪場 三鷹市下連雀三丁目37番2号</td><td rowspan="9">三鷹市下連雀三丁目38番4号 株式会社 まちづくり三鷹</td><td rowspan="9">令和8年4月1日から令和13年3月31日まで</td></tr><tr><td>上連雀二丁目駐輪場 三鷹市上連雀二丁目7番25号</td></tr><tr><td>さくら通り第1駐輪場 三鷹市下連雀三丁目21番32号</td></tr><tr><td>さくら通り第2駐輪場 三鷹市下連雀三丁目21番30号</td></tr><tr><td>しろがね通り第1駐輪場 三鷹市下連雀三丁目30番2号</td></tr><tr><td>しろがね通り第2駐輪場 三鷹市下連雀三丁目28番9号</td></tr><tr><td>すずかけ駐輪場 三鷹市下連雀三丁目16番7号</td></tr><tr><td>禅林寺通り第1駐輪場 三鷹市下連雀三丁目43番7号</td></tr><tr><td>禅林寺通り第2駐輪場 三鷹市下連雀三丁目37番26号</td></tr></table>	施 設	指定管理者	指定の期間	赤鳥居通り駐輪場 三鷹市下連雀三丁目37番2号	三鷹市下連雀三丁目38番4号 株式会社 まちづくり三鷹	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで	上連雀二丁目駐輪場 三鷹市上連雀二丁目7番25号	さくら通り第1駐輪場 三鷹市下連雀三丁目21番32号	さくら通り第2駐輪場 三鷹市下連雀三丁目21番30号	しろがね通り第1駐輪場 三鷹市下連雀三丁目30番2号	しろがね通り第2駐輪場 三鷹市下連雀三丁目28番9号	すずかけ駐輪場 三鷹市下連雀三丁目16番7号	禅林寺通り第1駐輪場 三鷹市下連雀三丁目43番7号	禅林寺通り第2駐輪場 三鷹市下連雀三丁目37番26号
施 設	指定管理者	指定の期間													
赤鳥居通り駐輪場 三鷹市下連雀三丁目37番2号	三鷹市下連雀三丁目38番4号 株式会社 まちづくり三鷹	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで													
上連雀二丁目駐輪場 三鷹市上連雀二丁目7番25号															
さくら通り第1駐輪場 三鷹市下連雀三丁目21番32号															
さくら通り第2駐輪場 三鷹市下連雀三丁目21番30号															
しろがね通り第1駐輪場 三鷹市下連雀三丁目30番2号															
しろがね通り第2駐輪場 三鷹市下連雀三丁目28番9号															
すずかけ駐輪場 三鷹市下連雀三丁目16番7号															
禅林寺通り第1駐輪場 三鷹市下連雀三丁目43番7号															
禅林寺通り第2駐輪場 三鷹市下連雀三丁目37番26号															

	<table><tr><td>禅林寺通り第3駐輪場 三鷹市下連雀三丁目41番4号</td><td></td><td></td></tr><tr><td>禅林寺通り第4駐輪場 三鷹市下連雀三丁目38番16号</td><td></td><td></td></tr><tr><td>三鷹駅南口中央駐輪場 三鷹市下連雀三丁目25番11号</td><td></td><td></td></tr><tr><td>三鷹駅南口西駐輪場 三鷹市下連雀三丁目44番17号</td><td></td><td></td></tr><tr><td>三鷹駅南口東駐輪場 三鷹市下連雀三丁目15番3号</td><td></td><td></td></tr><tr><td>三鷹産業プラザ駐輪場 三鷹市下連雀三丁目38番4号</td><td></td><td></td></tr><tr><td>三鷹駅南口駐輪場 三鷹市下連雀三丁目36番1号</td><td></td><td></td></tr><tr><td>井の頭第1駐輪場 三鷹市井の頭三丁目3番12号</td><td></td><td></td></tr><tr><td>つつじヶ丘駐輪場 三鷹市中原一丁目13番9号</td><td></td><td></td></tr><tr><td>三鷹台第1駐輪場 三鷹市井の頭二丁目1番19号</td><td></td><td></td></tr><tr><td>三鷹台第3駐輪場 三鷹市井の頭一丁目30番17号</td><td></td><td></td></tr><tr><td>三鷹台第4駐輪場 三鷹市井の頭一丁目29番15号</td><td></td><td></td></tr></table>	禅林寺通り第3駐輪場 三鷹市下連雀三丁目41番4号			禅林寺通り第4駐輪場 三鷹市下連雀三丁目38番16号			三鷹駅南口中央駐輪場 三鷹市下連雀三丁目25番11号			三鷹駅南口西駐輪場 三鷹市下連雀三丁目44番17号			三鷹駅南口東駐輪場 三鷹市下連雀三丁目15番3号			三鷹産業プラザ駐輪場 三鷹市下連雀三丁目38番4号			三鷹駅南口駐輪場 三鷹市下連雀三丁目36番1号			井の頭第1駐輪場 三鷹市井の頭三丁目3番12号			つつじヶ丘駐輪場 三鷹市中原一丁目13番9号			三鷹台第1駐輪場 三鷹市井の頭二丁目1番19号			三鷹台第3駐輪場 三鷹市井の頭一丁目30番17号			三鷹台第4駐輪場 三鷹市井の頭一丁目29番15号		
禅林寺通り第3駐輪場 三鷹市下連雀三丁目41番4号																																					
禅林寺通り第4駐輪場 三鷹市下連雀三丁目38番16号																																					
三鷹駅南口中央駐輪場 三鷹市下連雀三丁目25番11号																																					
三鷹駅南口西駐輪場 三鷹市下連雀三丁目44番17号																																					
三鷹駅南口東駐輪場 三鷹市下連雀三丁目15番3号																																					
三鷹産業プラザ駐輪場 三鷹市下連雀三丁目38番4号																																					
三鷹駅南口駐輪場 三鷹市下連雀三丁目36番1号																																					
井の頭第1駐輪場 三鷹市井の頭三丁目3番12号																																					
つつじヶ丘駐輪場 三鷹市中原一丁目13番9号																																					
三鷹台第1駐輪場 三鷹市井の頭二丁目1番19号																																					
三鷹台第3駐輪場 三鷹市井の頭一丁目30番17号																																					
三鷹台第4駐輪場 三鷹市井の頭一丁目29番15号																																					
24	令和7年度三鷹市一般会計補正予算（第3号）																																				
25	令和7年度三鷹市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）																																				
26	令和7年度三鷹市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）																																				

○ 特記事項

人権擁護委員候補者の推薦について（3件）